

AZ
512
E54

昭和十六年一月

勞務管理調查委員會關係資料

厚生省勞働局

J10



0037765-000

AZ-512-E54

勞務管理調查委員會關係資料

厚生省勞働局

1941. 1

AGF

AZ
512
E54



89W54013

目次

一	勞務管理調査委員會の設置に就て	一
一	勞務管理調査委員會に於ける會長挨拶	三
一	勞務管理調査委員會官制	五
一	勞務管理調査委員會議事規則	七
一	申合事項	九
一	勞務管理調査委員會委員名簿	一〇
一	諮問第一號關係(勞働力ノ維持培養)	一四
(一)	諮問第一號	一四
(二)	諮問第一號調査事項並分擔表	一四
(三)	諮問第一號ニ對スル第一次答申 <small>(昭和十五年三月二十五日勞務管理 調査委員會會長ヨリ厚生大臣宛)</small>	一七
イ	衛生ニ關スル方策	一七
ロ	生活安定ニ關スル方策	一九

ハ 女子勞務者保護ニ關スル方策……………三〇

ニ 災害防止ニ關スル方策……………三二

ホ 未經驗勞働者ノ保護指導ニ關スル方策……………三四

(四) 諮問第一號ニ對スル第二次答申(昭和十五年八月二十七日勞務管理調査委員長ヨリ厚生大臣宛)……………三六

イ 青少年勞務者生活指導ニ關スル方策……………三六

ロ 體育ニ關スル方策……………三二

ハ 榮養ニ關スル方策……………三五

一 諮問第二號關係(作業能率ノ増進)……………三六

(一) 諮問第二號……………三六

(二) 諮問第二號中第一次ニ取上ケタル調査事項並分擔表……………三六

(三) 諮問第二號ニ對スル第一次答申(昭和十五年三月二十五日勞務管理調査委員長ヨリ厚生大臣宛)……………四〇

イ 鑛山特ニ石炭山ニ於ケル勞務者能率増進並ニ缺勤移動防止ニ關スル方策……………四〇

ロ 工場ニ於ケル缺勤及移動防止ニ關スル方策……………四三

ハ 生産増加運動ニ關スル方策……………四七

(四) 諮問第二號ニ對スル第二次答申(昭和十五年八月二十七日勞務管理調査委員長ヨリ厚生大臣宛)……………四九

イ 生産増加運動ニ關スル事項中技能競争實施方策……………四九

一 諮問第一號關係中諮問第二號關係ト共通ノモノ(昭和十五年八月二十七日勞務管理調査委員長ヨリ厚生大臣宛)……………五一

イ 教養ニ關スル方策……………五一

ロ 産業報國會、同地方聯合會及同中央本部ノ事業ニ關スル事項……………五六

勞務管理調査委員會の設置に就いて

勞務管理調査委員會は時局下勞働對策の諮問機關として設置せられ、昭和十四年十一月二十日官制公布と同時に委員が任命せられたのである。

第一回總會は同月二十八日午前十時より學士會館に於て開かれ、開會劈頭岡田會長より委員會設置の趣旨と使命とに關し挨拶あり次で厚生大臣より發せられたる時局下當面せる緊急勞働對策として諮問第一號並第二號を議題として各委員より極めて熱心に而も各部門の角度より見たる適切なる意見が開陳せられた。而して諮問第一號に付ては十七名諮問第二號に付ては十三名の夫々の特別委員に附託せられ第一號關係の委員長は大倉邦彦氏、第二號關係の委員長は波多野貞夫氏に決定した。

特別委員會は、第一號關係は十二月七日午後一時半より本省第三會議室に於て、更に八日午前九時より引續き學士會館に於て、第二號關係は十二月六日午後一時半より本省第二會議室に於て、夫々開催し調査事項、主査並に擔當委員を決定した。

尙各分科會に於ては夫々専門的に調査研究に着手し結局緊急を要するものより順次成案を急ぎ逐次答申する方針である。

爾來分科會では主査を中心として夫々數次の會合を開き、答申案の審議立案に當つて來たのであるが、右の中諮問第一號關係に於ては衛生、生活安定、女子勞務者の保護及災害防止の四項目に就き成案を得たので、之に當面の重要事項たる未経験勞働者の保護及指導に關する方策を加へて答申案を纏めた。諮問第二號關係に於ては、鑛山特に石炭山に於ける勞務者の能率増進並に缺勤及移動防止、工場に於ける缺勤及移動防止及生産増加運動に關し、成案を得たので、三月二十二日午前十時より如水館に於て連合特別委員會を開催して之を審議し、翌二十三日午前十時より厚生省第二會議室に於て總會を開催、厚生次官(會長)司會の下に答申案を審議の上、別項の通り答申した。

第一次答申未了の事項に付ては引續いて夫々の小委員に於て調査研究を遂げ、八月二十六日厚生省大會議室に於て特別委員會を、翌二十七日同處に於て總會を開き審議の結果、諮問第一號關係に於ては青少年勞務者の生活指導、體育、榮養の三項目、諮問第二號關係に於ては技能競争の一項目、兩諮問に共通のものとして教養、産業報國會同聯合會並に同中央本部の事業の二項目に付て別項の通り答申した。謂ふ迄もなく今回の答申は轉換期に於ける勞働行政の方向を示唆するものとして極めて重要な意義を有つものであり、其れ丈け各小委員の努力も並々ならぬものがあり、少く共五、六回多きは十五、六回會の會合を開いて慎重審議を遂げたものである。

勞務管理調査委員會に於ける會長挨拶(要旨)

今般勞務管理調査委員會が設置せられました、茲に第一回の會合を開くに當り各位は御多端の折柄にも拘はらず、御會同下さいましたことを厚く御禮申上げます。

支那事變勃發以來軍需工場に於ては軍需の充足、生産力擴充の爲に勞務者の就業時間が延長せられ或は新入勞務者の増加等に伴ひ災害、疾病等が非常に増加して參つたのであります。

斯様な情勢を放任致して置きますことは勞働力を損耗し、延いては軍需の充足、生産力擴充計畫の遂行にも至大の支障を來す虞がありますので、當局に於ては事變の勃發以來之等の軍需品工場に對しまして勞働力の維持培養に關し其の方策を示して指導し或は國家總動員法に基く工場就業時間制限令並賃金統制令を制定して過長勞働の抑制賃金の適正化を圖ると共に、皇國産業の本義たる勞資一體産業報國精神の普及徹底に力を致して參つたのであります。事變が長期となり且又國際情勢に對應する國防計畫遂行等の爲更に生産力擴充に拍車を加ふることとなつたのであります。政府に於ては之に對應する爲總動員體制を整備して各般の動員計畫を設定し之を實施しつつあるのであります。之に伴ひ勞務動員計畫も樹立せらるるに到つたのであります。

而して勞務動員計畫に於ては單に勞務者の數量的調整を圖るのみならず質的向上を圖ることが緊要とせられ又が爲には産業報國運動を指導して戰時下勞働行政の中核たらしむると共に勞務者の教養、保健衛生、災害防止、能率の増進、適正賃金の制定、生活刷新運動の徹底、住宅、交通の問題、勞務管理機構の整備等勞務の充實、合理化の諸對策を講ずることとなつて居るのであります。從て當局に於ては時局下我國の當面致して居ります人的物的の不足を克服して、國策の完遂を圖るには限られたる勞働力を最も有効に活用させることが刻下緊急なる政策と考へられますので、茲に勞務管理調査委員會を設置し諸般の戰時勞働對策に付調査審議致したいと存するのであります。質的勞務動員計畫の遂行の如き亦本委員會の重要な調査事項の一つとなつて居るのであります。

本日の委員會には厚生大臣より二つの諮問が提出せられて居るのであります。何卒十分御審議の上時局下緊急を要する事項より順次取上げて成案を得られます様切望する次第であります。之を以て御挨拶と致します。

勞務管理調査委員會官制

(昭和十四年十一月二十日
勅令第七百七十九號)

第一條 勞務管理調査委員會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ工場事業場ニ於ケル勞働力ノ維持培養、作業能率ノ増進其ノ他勞務管理ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ厚生大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勞務管理調査委員會議事規則

第一條 會議ノ日時及場所ハ會長之ヲ定メ之ヲ委員ニ通知ス

第二條 委員ノ議席ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 會長ハ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス

第四條 發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第五條 議事ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六條 動議ハ賛成者アルニ非ザレバ議題ト爲スコトヲ得ズ

第七條 會長必要ト認メタルトキ又ハ會議ニ於テ議決シタルトキハ調査審議スベキ事項ヲ定メ特別委員ヲ設クルコトヲ得

特別委員ハ會議ノ決スル所ニ依リ會長ノ指名又ハ委員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

特別委員ノ互選ヲ以テ特別委員長ヲ置ク

特別委員長ハ特別委員會ノ會議ノ經過及結果ヲ本會ニ報告スベシ

特別委員會ニ付テハ本則ノ規定ヲ準用ス

- 第八條 議長必要ト認めタルトキハ委員ニ非ザル者ノ出席ヲ求メ其ノ説明又ハ意見ヲ聽クコトヲ得
- 第九條 議事録ハ幹事之ヲ作成ス
- 第十條 本則ニ規定ナキ事項ハ會長之ヲ定ム

八

申 合 事 項

- 一 會議ノ内容ハ幹事ヲ通ジテノミ外部ニ發表スルコト
- 二 特ニ「秘」又ハ「未定稿」ト記セル參考書類ハ内容ヲ發表セザルコト
- 三 委員ニ於テ會議ニ書面ヲ以テ意見ヲ開陳シ又ハ參考資料ヲ配布セントスル場合ハ幹事ヲ通ジテ之ヲ爲スコト
- 四 會議ニ配布スル議案及參考資料ハ成ルベク會議日前ニ豫メ各委員ニ送付スルコト
- 五 會議ノ時間ハ勵行スルコト

勞務管理調查委員會名簿

委員長

厚生省勞働局長

厚生次官

正四位勳二等功五級

從四位勳三等

從五位勳六等

從五位

正六位

正六位

正六位

正八位

正八位

兒

玉

政

介

持

永

義

夫

波

多

貞

夫

北

岡

壽

逸

清

家

正

留

栗

原

美

能

大

塚

一

朗

美

濃

時

次

佐

藤

正

義

渡

部

均

旭

淺

野

均

一

正八位

早川 服部 西山 大倉 大塚 大野 奧邊 渡邊 蒲生 中河 野田 山田 山田 深山 權田

川勝 東 三郎 仁 邦彦 好 ぶ ぶ 斌 俊 與 信 榮 重 正 保 二

勝 一 郎 彦 好 ぶ ぶ 斌 俊 與 信 榮 重 正 保 二

助 夫 彦 一 夫 一 文 衛 ぶ ぶ 好 彦 郎 一 勝

書記

幹事

同 同 同

同 同 同 厚生
同 同 同 生書
同 同 同 記官
同 同 同 屬

高 小 谷
野 崎 內
木

井 北 秋 大 鈴 森 平 南 菊 桐 暉
上 岡 村 葉 橋 木 田 野 川 原 峻

洋 武 佳

保 武 宗 良 篤 岩 忠 葆 義 二

一 夫 雄

吳 最 隆 廣 夫 正 雄 二 男 雄 見 等

諮問第一號關係

諮問第一號

厚生省發勞第八〇號ノ一

勞務管理調査委員會

勞働力ノ維持培養ヲ圖ルハ現下ノ時局ニ鑑ミ喫緊ノ要務ナリト認ム
仍テ之ガ方策ニ付其ノ會ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十一月二十八日

厚生大臣 小原直

諮問第一號調査事項並ニ分擔表

一 勞働時間、休養ニ關スル問題

主查 南 委員

二 衛生、體育ニ關スル問題

主查 暉 西 暉 峻 委員 委員
山 口 峻 委員 委員
山 野 委員 委員
暉 峻 委員 委員

三 教養ニ關スル問題

主查 大 南 大 倉 委員 委員 委員
南 家 委員 委員 委員
清 家 委員 委員 委員

四 生活安定、住宅ニ關スル問題

主查 深 佐 深 川 委員 委員 委員
佐 藤 委員 委員 委員
美 濃 口 委員 委員 委員

五 青少年ノ生活指導ニ關スル問題

主 査

大塚 委員

一六

六 女子勞務者ノ保護ニ關スル問題

主 査

權田 委員
南 委員
蒲生 委員

七 災害防止ニ關スル問題

主 査

山口 委員
山田 委員
奥 委員
蒲生 委員
北岡 委員
山口 委員
清家 委員

諮問第一號ニ對スル第一次答申

(昭和十五年三月二十五日勞務管理
調査委員會會長ヨリ厚生大臣宛)

勞働力ノ維持培養ヲ圖ル爲緊急實施ヲ要スル方策ニ付考究シ成案ヲ得タルモノヨリ順次答申スルコトトシ審議ヲ遂ゲタル結果衛生、生活安定、女子勞務者ノ保護、災害防止及未経験勞働者ノ保護及指導ニ關シ成案ヲ得タルヲ以テ別紙ノ通及答申候也

「別紙」

衛生ニ關スル方策

産業ノ急激ナル發展ニ伴ヒ勞務者ノ増加頓ニ著シキモノアリ然モ諸種ノ衛生施設之ニ伴ハズ従業員ノ健康ニ著シキ障害ヲ來シツツアルハ國力培養ノ要切ナル今日誠ニ遺憾ニ堪エザル所ニシテ之ガ適當ナル對策ヲ樹立スルハ刻下ノ急務ナリ依テ左記基本方策ノ適正ナル運営ヲ圖リ以テ産業従業員ノ健康保護並ニ體位向上ニ萬全ヲ期スルコトヲ要ス

記

一 衛生技術官ノ充實

中央及地方ニ於ケル勞働衛生技術官ノ充實ヲ圖ルコト

二 工場醫及鑛山醫制度ノ整備

- (一) 工場醫制度ヲ常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ之ヲ擴張スルコト
 - (二) 常時千人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ對シテハ工場醫ヲ成ルベク專任トセシムルコト
 - (三) 常時百人未滿ノ職工ヲ使用スル工場ニ對シテモ數工場共同シテ工場醫ヲ成ルベク選任セシムルコト
 - (四) 常時三百人以上ノ鑛夫ヲ使用スル鑛山ニ對シテハ鑛山醫ヲ選任セシムルコト
 - (五) 常時千人以上ノ鑛夫ヲ使用スル鑛山ニ對シテハ鑛山醫ヲ成ルベク專任トセシムルコト
- 三 工場醫及鑛山醫ノ指導啓發
工場醫及鑛山醫ニ産業衛生ニ關スル再教育ヲ行フコト
中央及地方ニ工場醫及鑛山醫ノ研究教育並ニ聯絡ノ機關ヲ設置スルコト
- 四 工場醫及鑛山醫ノ職務ノ確立
工場醫及鑛山醫ノ事業場ニ於ケル地位ヲ高メ産業衛生ニ關スル勞務管理ニ參與セシムルコト
- 五 健康保護施設ノ整備
- (一) 常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場及常時三百人以上ノ鑛夫ヲ使用スル鑛山ニハ保健指導員ヲ

選任セシムルコト

- 保健指導員ハ工場醫又ハ鑛山醫ノ指揮ヲ受ケ職工又ハ鑛夫ノ健康狀況ニ留意シ健康保護ノ必要アリト認ムル時ハ受診手續ヲ爲サシムルコト
- (二) 工場醫又ハ鑛山醫ヲ選任セル工場又ハ鑛山ニハ職工又ハ鑛夫ノ健康保護ニ關スル規程ヲ設ケシムルコト

生活安定ニ關スル方策

政府ハ速ニ左記方策ヲ樹立實行シテ現在及將來ニ亘ル勞務者ノ生活安定ヲ確保スルヤウ措置スルコトヲ要ス

記

- 一 政府ハ速ニ低物價政策ヲ強力ニ實施シ一般物價殊ニ生活必需品ノ價格ト賃金トノ調整ニ付適當ナル對策ヲ講ジ以テ勞務者ノ生活安定ヲ圖ルコト
- 二 勞務者ノ作業及生活ノ必需品ノ供給ヲ確保スル目的ヲ以テ一事業場又ハ數事業場ヲシテ共同購入機構ヲ設置セシメ政府ハ之ニ對スル配給ヲ確保スル方法ヲ講ズルコト

- 三 勞務者ノ生活ヲ堅實化スルト共ニ將來ノ不安ヲ除去スル目的ヲ以テ養老、疾病及死亡ニ對スル年金制度ヲ實施シ失業ニ對シテモ豫メ適當ナル對策ヲ樹立スルコト
- 健康保健法ヲ改正シ勞務者ノ負擔ヲ著シク増サザル方法ニ依リ家族ニ對スル給付ヲ一層擴充シ尙長期疾病ニ對シテハ特別ノ健康保險制度ヲ實施スルコト
- 四 一定規模以上ノ企業ニ對シ勞務者住宅ノ建設ヲ命ジ得ルコトトスルコト
- 勞務者住宅ノ建設ニ必要ナル土地、資材及資金ノ入手ニ關シ政府ハ必要ナル措置ヲ講ズルコト
- 尙勞務者住宅ニ關シテハ防火施設、廣場、運動場、俱樂部等ノ附帶施設及綠化等ニ付一定ノ條件ヲ定メ之ヲ工場設置許可ノ條件トスルコト

女子勞務者保護ニ關スル方策

女子勞務者保護ノ爲左ノ各項ヲ實施スルコトヲ要ス

記

- 一 女子ニ不適當ナル職種ヲ研究決定シ右職種ニハ女子ヲ就職セシメザルコト
- 二 女子ヲ使用スル事業場ニ於テハ女子ノ作業及生活保護ニ必要ナル諸施設ヲ充實セシメ施設ノ不完

全ナル職場ニハ成ルベク女子ヲ就職セシメザルコト

- 三 百人以上ノ女子ヲ使用スル事業場ニ於テハ女子タル勞務係員ヲ設置シ女子ノ保護、指導及監督ニ當ラシムルコト

尙女子勞務係員ノ養成方法ヲ講ズルコト

- 四 各事業場ニ於ケル女子ノ教育ハ獨リ勞務者トシテノ教養ニ止マラズ母タリ主婦タルノ教養ニ重キヲ置キ一層徹底セシメルコト

- 五 妊産婦ノ保護ヲ徹底セシムル爲産前四週間ニ於ケル使用ヲ禁止スルコト
- 尙健康保險法令ヲ改正シ出産手當ヲ相當増額スルコト

- 六 女子ノ就業時間ヲ可及的ニ短縮シ既婚者ニ就テハ晝業専門トスルコト

- 七 乳兒ヲ有スル女子ニ付テハ其ノ授乳ニ關シ特別ノ考慮ヲ拂ハシムルコト

災害防止ニ關スル方策

最近重工業化學工業等ノ發展特ニ著シキモノアルニ伴ヒ工場ニ於ケル各種災害亦激増ノ傾向ヲ示シ機械器具工場ニ於ケル新入工及女子ニ特ニ顯著ナルモノアリ生産力擴充ノ要請セラレツツアル現下ノ情

勢ニ於テハ勞働力ヲ維持スル爲災害事故ヲ豫防撲滅スルハ刻下ノ緊要事タリ從ツテ左記要綱ヲ參酌シテ之ガ根本策ヲ確立スルト共ニ適正妥當ナル運営ヲ期スルコトヲ要ス

記

- 一 危害豫防裝置無キ機械及器具ノ製作發賣ヲ禁止スルコト
- 災害防止ノ目的ヲ達スル的確ナル手段ハ安全裝置ノ完備セル機械及器具ノ製作販賣ヲ禁止スル等ノ方策ヲ講ズル要アリ
- 二 工場危害豫防及衛生規則ノ内容ヲ補足シ其ノ徹底策ヲ講ズルコト
- 三 安全ノ研究及教育ノ制度ヲ整備スルコト
- 安全ニ關スル専門的研究ヲ行ヒ且之ニ關スル基礎智識ノ普及ヲ圖ルハ災害防止ノ根幹ナルヲ以テ
- (一) 國立安全研究所及安全博物館ヲ設置スルコト
- (二) 中央及地方ニ安全管理者安全委員ノ研究並ニ連絡ノ機關ヲ設置スルコト
- (三) 作業別、裝置別ノ安全準則ヲ作成スルコト
- (四) 技術ニ關スル専門學校ニ於テハ安全教育ヲ必須科目トスルコト
- (五) 新人未經験工ニ對スル安全教育ヲ徹底スルコト

- 四 千人以上ノ勞務者ヲ使用スル事業場ニハ成ルベク專任ノ安全係員ヲ設置セシムルコト
- 五 行政機關ノ充實ヲ計ルコト
- 中央地方ニ於テ安全ニ關スル専門技術者ヲ充實スルノ要アリ
- 六 過勞ノ防止ヲ圖ルコト
- 最近工場勞働者過勞ノ傾向アルニ鑑ミ勞働時間榮養休養等ヲ合理化シ改善スルノ要アリ
- 七 服裝ノ整備ヲ計ルコト
- 災害ハ服裝ノ缺陷ニ原因スルモノ多キヲ以テ業態別、作業別、性別等ニ應ジ適切ナル作業表ノ基準ヲ定メ之ガ普及策ヲ講ズルノ要アリ
- 八 安全運動ノ擴大強化ヲ圖ルコト
- 安全問題ニ付テハ安全智識ノ普及徹底ヲ圖リ之ニ對スル關心ヲ高揚スルガ効果的ナルヲ以テ
- (一) 安全運動ニ關係アル民間團體ノ活動ヲ促進スルコト
- (二) 安全模範工場ヲ選定シ其ノ業績ヲ紹介スルコト
- (三) 安全週間運動ノ實施範圍ヲ擴大スルコト
- (四) 安全運動上特種功績アルモノヲ表彰スルコト

- (五) 安全競争ヲ普及獎勵スルコト
 - (六) 安全映畫ノ作成及活用ヲ圖ルコト
 - (七) 巡回安全展覽會ノ施設ヲ設クルコト
- 等ニ付適當ナル方策ヲ講ズルノ要アリ

未経験労働者ノ保護指導ニ關スル方策

工場ニ於ケル未経験労働者ニ對シ格別ノ保護指導ヲ加ヘ勞務管理ノ適正ヲ圖ルハ生産力擴充ノ見地ヨリ極メテ喫緊ノ要務タリ依而左記方策ノ實現ヲ圖ル爲適當ナル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

記

- 一 未経験労働者ノ範圍
 未経験労働者トシテ保護スベキモノハ二十歳未滿ノ者及女子ニシテ工場ニ雇傭セラレタル後三月ヲ經過セザル者トスルコト但シ他ノ工場ニ於テ三月以上勞働ニ從事シタル者ハ此ノ限ニ在ラザルコト
- 二 未経験労働者ノ勞働時間
 (一) 事業主ハ未経験労働者ヲシテ一日ニ付十時間ヲ超エテ就業セシメズ一日ノ就業時間ガ六時間ヲ

- 超ニルトキハ少クトモ三十分ノ休憩ヲ就業時間中ニ設クルコト
- (二) 事業主ハ未経験労働者ニ對シ成ルベク深夜ニ於テ就業セシメザルコト
- (三) 事業主ハ未経験労働者ニ對シ原則トシテ週休制ヲ採用スルコト
- (四) 災害事故等ニ依リ緊急ノ處置ヲ必要トスルトキハ就業時間ヲ延長シ又ハ休日ヲ廢スルコトヲ得ルコト

三 未経験労働者ニ對スル指導

- (一) 未経験労働者ヲ雇傭スル事業主ハ指導者ヲ定ムルコト
- (二) 指導者ハ未経験労働者ノ作業及生活ノ指導誘掖ニ任ジ特ニ産業報國精神ノ徹底ヲ圖リ危害豫防並ニ衛生ニ關スル智識ヲ授ケルコト
- 前項ノ指導ハ原則トシテ就業時間内ニ於テ行フコト
- (三) 指導者ハ未経験労働者ノ適性ヲ觀察シ作業配置ヲ考慮スルコト
- 四 未経験労働者ニ對スル衛生ノ保護
 常時百人以上ノ労働者ヲ使用スル工場ノ事業主ハ未経験労働者ニ對シ左ノ措置ヲ講ズルコト
- (一) 未経験労働者ノ健康状態ヲ明カナラシムル爲雇入ノ際又ハ就業ノ直後ニ於テ健康診斷ヲ實施ス

(二) 健康診断ノ結果疾病ニ罹リ又ハ健康状態ガ特ニ保護ヲ必要トスル者ニ對シテハ爾後毎月一回健康診断ヲ行フト共ニ療養勞働ノ輕減其ノ他衛生上必要ナル保護ヲ加フルコト

諮問第一號ニ對スル第二次答申

(昭和十五年八月二十七日勞務管理
調査委員會會長ヨリ厚生大臣宛)

青少年勞務者生活指導ニ關スル方策

時局産業ノ急激ナル進展ニ依リ青少年勞務者ノ増加著シキモノアリ青少年勞務者ハ勞働力ノ根幹タルヲ以テ其ノ資質ヲ向上セシムルコトハ眞ニ緊切ノ要務ナリ依テ左記要綱ニ依リ之ガ生活指導ノ完璧ヲ期スルコトヲ要ス

記

一 指導目標

青少年勞務者ヲシテ生新潑刺タル教育的環境ノ中ニ團體生活ヲ營マシメ産業報國精神ヲ基調トスル人格ノ鍊磨、體力ノ増強並ニ技術ノ向上ヲ圖リ以テ職分奉公ノ實ヲ擧グベキ産業報國運動ノ眞ノ中

核タラシムルニ在リ

二 指導方法

(一) 産業報國青年隊ノ結成

青少年ノ勤勞生活ヲ規律シ産業報國運動ノ中堅的活動ヲ遺憾ナク遂行セシムルト共ニ搖ギナキ國民組織ノ中核タラシムル爲ニ産業報國會毎ニ二十五歳以下ノ産業報國會員ヲ以テ産業報國青年隊ヲ結成セシム各産業報國青年隊ニハ概ネ三十歳前後ノ優秀ナル産業報國會員ヲ上位指導者トシテ配置シ下位指導者ニハ青年隊員中ヨリ優秀者ヲ選抜シテ之ニ當ラシムルコト

(二) 産業報國青年隊少年部

産業報國青年隊員中歳二十歳未滿ノ者ハ少年部員トシ其ノ組織ノ本部タル宿舍ニ於テ集團生活ヲ爲サシムルモノトス但シ特殊ノ事情ヲ有スルモノハ兩親ノ膝下ヨリ通勤スルコトヲ認メ適宜合宿訓練、幕營等ヲ實施スルコト

(イ) 趣旨

産業報國精神ノ眞髓ヲ體得シテ之ヲ日々ノ業務ニ顯現セシメンガ爲ニ青少年ヲシテ進取潑刺タル集團ノ雰圍氣ト快適ナル教育的施設ノ世界ニ生活セシメ以テ苦樂ヲ共ニシツツ意志ヲ練リ技

術ヲ研鑽シ歡ビニ至ル建設的生活ヲ營マシムベキモノトス

二八

(ロ) 指導者

産業報國青年隊少年部ニハ部員五十人ニ付一人ノ割合ヲ以テ指導者ヲ置クコト
右指導者ハ同時ニ少年部宿舍ノ舍監タラシムルコト

(ハ) 施設

(甲) 少年部宿舍

- (1) 宿舍ハ衛生的の見地ヨリ遺憾ナキヲ期スルコト
 - (2) 舍内ニハ少年部員全員一齊勉強ニ支障ナキヤウ勉強机及椅子等ヲ設備シ置クコト
 - (3) 少年部員數ニ應ジ活用上十分ナル屋外運動場及體育館(雨天體操場)ヲ設クルコト
 - (4) 全員一齊ニ收容シ得ル講堂ヲ設ケ特ニ映畫上映ノ爲ノ配慮ヲ爲シ置クコト
 - (5) 食堂ヲ設ケ食事ヲ榮養食ト爲スコト
 - (6) 技術ニ關スル參考書及一般教養ニ關スル圖書ヲ備ヘタル圖書室ヲ設クルコト
 - (7) 蓄音機ノ設備アル大談話娛樂室ヲ設クルコト
- 右ノ少年部宿舍ハ大産業報國會ニ在リテハ單獨ニ之ヲ設置シ經營セシムルコト

中小産業報國會ニ在リテハ共同ニ之ヲ設置セシメ經營ハ道府縣産業報國聯合會ガ管掌スルコト

(乙) 幕舎

道府縣産業報國聯合會ハ環境ヲ選ビテ幕舎ヲ設置シ管下産業報國青年隊少年部員ノ屋外集團訓練ノ道場タラシムルコト

右幕舎ハ青年部員ニモ之ヲ利用セシムルコト

(三) 産業報國青年隊青年部

産業報國青年隊員中二十歳以上二十五歳以下ノ者ハ之ヲ青年部員トシ産業報國集會所ヲ據點トシテ生活指導ヲ爲スコト

(イ) 指導者

産業報國青年隊青年部ニハ部員五十人ニ付一人ノ割合ヲ以テ指導者ヲ置クコト
右指導者ハ同時ニ産業報國集會所ニ於ケル常任指導者タラシムルコト

(ロ) 施設

(甲) 産業報國集會所

二九

- (1) 技術ニ關スル専門書、參考書及一般青年向教養書ヲ備ヘタル圖書室ヲ設クルコト
 - (2) 各種講習會ノ會場ニ當ツベキ講堂ヲ設ケ特ニ映畫上映ノ爲メ配慮ヲ爲シ置クコト
 - (3) 技術及教養向上ノ研究方法並ニ保健ニ關シ相談ニ應ズル一室ヲ設クルコト
 - (4) 各種懇談會、座談會、研究會等ノ會場ニ充ツベキ小集會室ヲ成ル可ク多ク設クルコト
 - (5) 卓球、籠球等ノ設備ヲ有スル體育室ヲ設クルコト
 - (6) 娛樂室、音樂室、新聞雜誌閱覽室、食堂等ヲ設クルコト
- 右ノ産業報國集會所ハ獨リ青年部員ノミナラズ一般會員ノ利用ニ充ツルモノニシテ大産業報國會ニ在リテハ單獨ニ之ヲ設置シ經營セシムルコト中小産業報國會ニ在ニテハ共同ニテ之ヲ設置セシメ經營ハ道府縣産業報國聯合會ガ管掌スルコト

(乙) 幕 舍

少年部員集團訓練施設タル幕舍ノ活用ヲナスコト

(四) 産業報國青年隊女子部

産業報國青年團員中ノ女子ニ關シテハ別ニ女子部ヲ設ケ其ノ指導訓練ニ付テハ女子ノ特性ニ留置シテ之ヲ行フコト

(五) 産業報國青年隊道府縣本部並ニ全國本部ノ設置

各産業報國青年隊ヲ指導スル爲道府縣産業報國聯合會ニ青年隊道府縣本部ヲ産業報國中央機關ニ青年隊全國本部ヲ設クルコト

(六) 産業報國青年隊指導者養成機關ノ設置

(イ) 目 的

常ニ自ラ率先垂範シ心身兩面ニ亘リ全人的ニ青少年ノ指導ニ當リ得ベキ上位指導者ヲ養成スルコト

(ロ) 入所資格

年齢概ネ三十歳以下ノ勞務者又ハ職員ニシテ産業報國會並ニ道府縣産業報國聯合會ノ推舉ニ係ルモノナルコト

(ハ) 教育期間 三月以上トスルコト

(ニ) 教育方針

國體ノ本義ニ基ク勞働觀ヲ體得セシムルト共ニ青少年ノ全人的指導ヲ爲スニ足ル教養ヲ學ト行トノ兩面ヨリ與ヘ信念ト實踐力ヲ養ハシムルコトニ眼目ヲ置クコト

(七) 右ノ指導者養成機關ハ教養ニ關スル答申中ノ指導者養成機關ノ一部門タラシムルコト
其ノ他

青少年生活指導ノ實ヲ舉ゲル爲ニハ以上ノ方策ヲ實施スルノ外指導ノ任ニ當ル者ヲシテ左ノ事項
ニ留置シ指導ノ完璧ヲ期セシムルコト

(イ) 家庭ニ對シテハ常ニ緊密ナル連絡ヲ取ルコト

(ロ) 青少年勞務者ノ努力ト能力ニ應ズル向上發展ノ途ヲ講ジ或ハ一般勞務者ノ教養ニ意ヲ用フル
等青少年勞務者生活指導上ノ障礙ヲ除去スルコト

(ハ) 其ノ他社會各方面ニ對シ青少年勞務者生活指導ニ關スル協力方ヲ要望スルコト
(附)

産業報國青年隊ノ事業トシテ實施スベキ事項概ネ左ノ如シ

- 兵營生活 兵營生活見學 閱團 聯合演習 合同體操 合同自轉車訓練 野外行進 市街行進 防空
- 演習 勤勞奉仕作業 軍人援護事業 體験發表會 研究發表會 一人一研究展覽會 安全展覽會 生
- 産過程ニ關スル展覽會 讀書會 體育大會 相撲大會 競技會 青年徒步旅行 映畫會 音樂會 吹
- 奏樂團 詩吟會 演劇會 機關紙發行

體育ニ關スル方策

産業體育ハ勞務者ノ體力增強ヲ期スルト共ニ心身ノ陶冶及團體的訓練ヲ目的トシ其ノ一般體育ト異ル
點ヲ考慮シテ適當ナル方法、技術等ヲ考究シ組織的、繼續的ニ行ハシムルコト肝要ナリト認ム仍テ差
當リ左記要綱ニ依リ之ガ普及徹底ヲ期スルコトヲ要ス

記

一 體育指導ノ組織

- (一) 産業體育ノ綜合的指導ヲ圖ル爲産業報國中央本部ニ之ガ指導機關ヲ設クルコト
- (二) 體育指導ヲ徹底セシムル爲道府縣産業報國聯合會ニ産業體育指導職員ヲ設置セシムルコト
- (三) 體育ヲ組織的ニ實施セシムル爲常時五十人以上ノ勞務者ヲ使用スル事業場ニ體育指導主任者ヲ
置キ當該事業場ノ體育ニ關シ統轄指導ノ任ニ當ラシムルコト
- (四) 右體育指導主任者ノ下ニ五十人又ハ一職場ヲ單位トシ職員又ハ勞務者中ヨリ適任者ヲ選ビ體育
指導係ト爲シ日常ノ體育實踐指導ニ當ラシムルコト
- (五) 常時五千人以上ノ勞務者ヲ使用スル事業場ニ於テハ前二號指導者ノ外體育ニ關スル専門的知識

技能ヲ有スル指導者ヲ置カシムルコト

二 體育施設ノ整備

- (一) 道府縣產業報國聯合會ヲシテ適當ナル體育施設ヲ設置セシムルコト
- (二) 事業場ノ規模種類等ニ應ジタル體育施設ノ標準ヲ研究決定シ之ガ設置ヲ勸奨スルコト
中小事業場ニ於テハ右體育施設ハ共同ニテ設置スルモ可ナルコト
- (三) 政府ハ體育施設ニ關シ低利資金、資材ノ斡旋ニ付配慮スルコト

三 體育實施ノ強制

- (一) 常時五十人以上ノ勞務者ヲ使用スル事業場ニ對シ原則トシテ就業時間中十五分以内ノ體操ノ實施ヲ命ズルコト
五十人未滿ノ事業場ニ於テモ簡易ナル體操ヲ實施スルヤウ勸奨スルコト
 - (二) 青少年勞務者ニ付テハ右ノ外體育訓練ノ方法ヲ考究シ之ガ強制ノ方途ヲ講ズルコト
- ## 四 體育指導員ノ養成
- 體育指導者ノ養成及再教育ノ爲講習ヲ行ヒ尙之ガ恒久的ノ養成期間ノ整理ニ付考究スルコト

榮養ニ關スル方策

勞務者ノ榮養改善ノ實ヲ掲ゲル爲ニハ食糧ノ計畫的生產並ニ配給ヲナスト共ニ炊事施設ノ改善榮養食調理ニ關スル技術者ノ整備並ニ事業主、勞務管理者、勞務者及其ノ家族ノ榮養知識ノ向上ヲ圖リ適正ナル食物ヲ攝取セシムルコト肝要ナリ仍テ政府ハ速ニ食糧政策ノ確立ヲ圖ルノ要アルモ之ト併行シテ左記要綱ニ依リ榮養改善ノ方途ヲ講ズルコトヲ要ス

記

一 指導機關ノ整備

- (一) 産業報國中央本部ニ勞務者榮養ニ關スル指導機關ヲ設ケ勞務者ノ榮養指導ヲ行ハシムルコト
- (二) 道府縣產業報國聯合會ニ榮養改善指導職員ヲ設置シ榮養相談所及榮養巡回指導班ヲ設ケシムルコト

二 榮養標準ノ制定

右指導機關ヲシテ勞務者ノ性別、年齢別及勞働ノ強度等ヲ綜合シテ適當ナル種別ヲ設ケ夫々勞働力保持上必要ナル榮養標準ヲ決定シ勞務者ノ榮養指導ノ基本タラシムルコト

三 營養食炊事場及食堂ノ擴充整備

三六

- (一) 常時五百人以上ノ勞務者ヲ使用スル事業場ニハ營養食調理ノ爲ノ炊事場ヲ設ケシムルコト
- (二) 前項以外ノ事業場ニハ單獨又ハ共同ニテ右ノ炊事場ヲ設ケシムルコト
- (三) 右炊事場ニハ營養食調理ニ關シ一定ノ知識及技能ヲ有スル者ヲ置カシムルコト
- (四) 右炊事場ニハ勞務管理者、工場醫、炊事係員、勞務者其ノ他適當ナル者ヲ以テ勞務者ノ食事ニ關スル委員會ヲ設ケ營養ノ改善ヲ圖ラシムルコト
- (五) 各事業場ニハ食堂ヲ設ケシムルト共ニ少クトモ四十五分ノ食事時間(食後ノ休業時間ヲ含ム)ヲ與ヘ之ニ對シ適當ナル指導ヲ爲サシムルコト

四 營養食調理ニ關スル技術者ノ整備

- (一) 營養食調理ニ關スル技術者ノ養成及再教育ノ爲ニ講習ヲ行ヒ尙恒久的養成機關ヲ擴充スルコト
- (二) 食物ノ献立及調理ニ關シ一定ノ知識及技能ヲ有スル者ニハ營養士、食物ノ調理ニ關シ一定ノ技能ヲ有スル者ニハ調理士ノ稱號ヲ與フルコト

五 炊事場ノ取締

中毒若ハ傳染病患者ヲ出シ又ハ營養價值ノ乏シキ食事ヲ給スルガ如キ弊害ヲ除ク爲左ノ事項ヲ内容

トスル取締規程ヲ制定スルコト

- (一) 炊事場ノ設置ニハ許可ヲ受ケシムルコト
- (二) 調理場ノ建築及設備ニ付一定ノ規格ヲ設クルコト
- (三) 炊事従業員ヲシテ毎月一回以上健康診斷ヲ受ケシムルコト
- (四) 食料品及食器ノ消毒ヲ爲サシムルコト
- (五) 不適當ナル献立表ノ變更ヲ命ジ得ルコト

六 營養知識ノ普及

- (一) 産業報國中央本部道府縣産業報國聯合會及産業報國會ヲシテ講演會、映畫會、展覽會、試食會其ノ他適宜ノ方法ニ依リ事業場及勞務者ノ家庭ヲ對象トシテ營養知識ノ普及徹底ヲ圖ラシムルコト
- (二) 特ニ事業主及勞務管理者ノ理解ヲ深ムルコト
- (三) 地理的事情ニ依リ共同ニテモ炊事場ヲ設クルコト能ハザル小事業場ノ勞務者ノ爲ニ特ニ巡回指導班ノ派遣其ノ他ノ方法ニ依リ指導ヲ爲シ家庭ニ於ケル炊事改善ヲ圖ラシムルコト
- (三) 現時ニ於ケル米穀ノ需給狀況ニ鑑ミ地方ノ實情ニ即シ他ノ食糧ニ依ル合理的ナル郷土献立ヲ獎勵普及セシムルコト

諮問第二號關係

諮問第二號

厚生省發勞第八〇號ノ二

勞務管理調査委員會

勞務者不足ノ現状ニ鑑ミ作業能率ノ増進ヲ圖ルノ要アリト認ム

仍テ之ガ方策ニ付其ノ會ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十一月二十八日

厚生大臣 小原 直

諮問第二號中第一次ニ取上ゲタル調査事項並分擔表

一 鑛山ニ於ケル缺勤移動ノ減少方策

主 查 桐原 委員 早川 委員

一 工場ニ於ケル缺勤、移動ノ減少方策

主 查 深川 委員 野田 委員 渡部 委員 平野 委員 桐原 委員 清家 委員

一 女子ノ適職

主 查 波多野 委員 波邊(斌) 委員

一 教育

イ 指導者ノ養成

ロ 新入工及見習工ノ教育

主 查 波多野 委員 波邊(斌) 委員

一 生産管理者ノ精神、技術訓練

一 生産増加運動

イ 考案獎勵策、無駄排除運動

ロ 職業競争

主 查 服部 委員 南 委員 三九

諮問第二號ニ對スル第一次答申

(昭和十五年三月二十五日勞務管理
調査委員會會長ヨリ厚生大臣宛)

四〇

作業能率ノ増進ヲ圖ル爲緊急實施ヲ要スル方策ニ付考究シ成案ヲ得タルモノヨリ順次答申スルコトトシ審議ヲ遂ゲタル結果鑛山特ニ石炭山ニ於ケル勞務者ノ能率増進並ニ缺勤及移動防止、工場ニ於ケル缺勤及移動防止及生産増加運動ニ關シ成案ヲ得タルヲ以テ別紙ノ通及答申候也

「別紙」

鑛山特ニ石炭山ニ於ケル勞務者ノ能率増進 並ニ缺勤移動防止ニ關スル方策

刻下鑛山ニ於ケル各般ノ資材ノ缺乏及勞働力ノ不足ハ勞務者ノ業務負擔ヲ加重シ、剩へ採用標準ノ引下ハ勞務者ノ體位及素質ノ低下ヲ來シ缺勤、移動ノ重要ナル原因ヲ爲シ惹イテハ之ガ作業能率低下ヲ來ス重大ナル原因トナルヲ以テ兩者ノ對策ハ之ヲ併セ考慮スルヲ要ス、依而茲ニ當面ノ重要對策ヲ掲ゲタルヲ以テ之ガ實現ヲ圖ル爲適當ナル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

- 一 資材ヲ優先的ニ供給スル途ヲ講ジ左ノ事項ヲ實行セシムルコト
- (イ) 作業ノ機械化及安全化ヲ圖ルコト

- (ロ) 在坑時間ヲ能率的ニ使用シ得ルヤウ施設ヲ充分ニスルコト
- (ハ) 作業用品(地下足袋、「カーバイト」等)ハ特ニ配給ヲ圓滑ニスルコト

二 當分鑛山勞務者ノ募集及紹介ヲ優先セシメ以テ鑛山勞働力ノ充足ヲ期スルコト

三 鑛山勞務者ノ移動ヲ防止スル爲左ノ事項ヲ實施スルコト

- (イ) 從業者雇入制限令ノ運用ヲ徹底セシムルト共ニ其ノ目的達成ノ爲ニ同令ニ對シ適當ナル改正ヲ圖ルコト

(ロ) 勞働手帳制度ヲ速ニ確立シ脱法者ノ絶滅ヲ期スルコト

四 作業條件ヲ適正ナラシムルコト

- (イ) 勞働時間及交替制ニ關スル法規ノ原則的規定ヲ遵守セシメ勞務者ヲシテ過勞ニ陥ラシメザルヤウ留意スルコト

(ロ) 地域別、事業規模別ニ關係者ヲ網羅セル調査機關ヲ設ケ作業別ニ最モ適當ナル勞働時間、交替制及休日ニ關スル研究ヲ爲サシメ之ガ實施ヲ勵行セシムルコト尙缺勤移動ノ甚シキ鑛山ニ對シ鑛山診斷班ヲ派遣シ之ガ原因ノ探究ニ資セシムルコト

(ハ) 坑内各部作業ノ聯繫ヲ圓滑ニシ特ニ「箱繰リ」ヲ充分ナラシメ又坑口ヨリ作業現場ニ到ル時間

- ヲ短縮シ坑内滞留時間ヲ能フ限リ實勞働時間ニ近接セシムルコトニ特ニ留意スルコト
- (ニ) 作業環境ヲ整備、改善シ特ニ坑内通氣ニ留意シ以テ作業ヲ輕易安全ナラシムルコト
- 五 現在ノ住居ノ改善及增加セル勞務者ノ爲ノ住居ノ建設ニ必要ナル資材ノ供給及之ガ資金ノ調達ヲ迅速ニスル途ヲ講ジ以テ休養及有付改善ニ資セシムルコト
- 獨身勞務者ノ爲ニハ必ズ寄宿舎ヲ設クルコト
- 六 産業報國運動ヲ一層充實徹底セシムルコト
- (イ) 産業報國精神ヲ昂揚シテ國家産業人トシテノ自覺ト時局下ニ於ケル責務ノ重要性ノ認識ヲ徹底セシメ上下一體産業報國精神ヲ經營及勞働ニ具現セシムルコト
- (ロ) 幹部職員ヲシテ其ノ重責ト使命トニ省ミ自ラ範ヲ垂レ熱誠ヲ以テ部下ノ統率指導ニ當ラシムルコト
- (ハ) 産業報國精神ヲ昂揚スル爲講習、講演、懇談、映畫等凡ユル方法ヲ講ズルコト
- (ニ) 従業員全體ヲシテ日常規律アル生活ヲ爲サシムルヤウ指導スルコト
- (ホ) 適宜禁酒運動ヲ展開シ特ニ青少年ノ禁酒ヲ勵行セシムルコト
- (ヘ) 寄宿舎ニハ適當ナル舍監ヲ置キ指導監督セシムルコト

- (ト) 貯金、國許送金ヲ獎勵スルコト
- (チ) 冠婚、葬祭、送迎等ノ行事ヲ嚴肅且簡素ニシ之ガ爲濫リニ業務ヲ怠ラシメザルコト
- (リ) 生活刷新運動ハ勞務者ノ家族ハ勿論其ノ部落民全般ニモ之ヲ及ボシ其ノ協力を求ムルコト
- 七 現在ノ賃金、賞與、其ノ他ノ給與ニ關スル制度ニ付檢討ヲ加ヘ更ニ鑛山勞務者ノ爲ノ國營年金制度ヲ樹立スルコト
- 八 新入坑夫ノ有付指導ニ關シテ左ノ事項ニ付特別ノ配慮ヲ爲スコト
 - (イ) 技術及安全ニ關スル教育ヲ充分ニセシムルコト
 - (ロ) 健康保護特ニ身體虛弱者ニ對シテ特別ノ注意ヲ拂ハシムルコト
 - (ハ) 適任ナル係員ヲ選任スルト共ニ其ノ教養、養成ニ付特ニ留意セシムルコト
- 九 坑内勞働ハ特ニ體力ヲ必要トスルヲ以テ榮養ノ補給ニ留意セシムルコト
- 十 鑛山勞務者中勤務成績特ニ優秀ナル者ニ對スル功勞表彰制度ヲ實施スルコト
- 十一 以上ノ外衛生、娛樂、福利施設等ニ付テ積極的ニ施設ヲ講ズルコト

工場ニ於ケル缺勤及移動防止ニ關スル方策

工場ニ於テ最近増加ノ傾向ニアル缺勤及移動ハ勞務者ノ身體虛弱、過勞及怠慢竝ニ勞務管理ノ缺陷ニ基因スルコト多シ依而之ガ當面ノ重要對策トシテ左ノ項目ヲ掲ゲタルヲ以テ之ガ實現ヲ圖ル爲適當ナル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

第一 缺勤防止對策

一 身體虛弱者ニ對スル健康増進ヲ圖ルコト

近時勞働力ノ不足ニ基キ比較的身體強健ナラザル者ガ多數工場ニ採用セラレ其ノ爲缺勤ノ増加ヲ來シツツアル實情ニ鑑ミ採用時ニ於ケル健康診斷ヲ勵行スルト共ニ特ニ左ノ方策ヲ講ズルコト肝要ナリ

(イ) 體位向上ノ目的ニ合致スル適當ナル體育運動ヲ普及勵行セシムルコト

(ロ) 榮養食ノ普及ヲ圖ルコト

(ハ) 規則的生活特ニ早寢早起ニ付指導ヲ爲スコト之ガ爲ニハ適當ナル寄宿舎ニ成ルベク多數收容スルコト

(ニ) 適當ナル巡回衛生指導員制度ヲ設ケ發病者ニ對シ家庭ニ於ケル健康保護上ノ指導ヲ與ヘシムルコト

(ホ) 健康狀態ガ特ニ保護ヲ必要トスル者ニ對シテハ療養、勞働ノ輕減其ノ他衛生上必要ナル保護ヲ加フルコト

二 從業者一般ノ疲勞ノ蓄積ヲ防止スル爲ニハ實勞働時間ヲ長カラシムルコトガ缺勤ヲ増加セシムル有力ナル原因ト爲レルコトニ鑑ミ特ニ左ノ諸點ニ付考慮ヲ爲スコト

(イ) 適當ナル勞働時間、交替制及休日ニ付研究ヲ進メ晝食休憩時間ヲ少クトモ四十五分トスルコト

(ロ) 重筋勞働又ハ單調作業ニ對シテハ適當ナル休憩時間ヲ設クルコト

(ハ) 交通機關ノ混雜ヲ緩和スルコト

(ニ) 夏冬ノ始業時刻ヲ適當ニ區別スルコト

三 從業者ノ生活指導ニ努メ特ニ指導ハ若年獨身者ニ主力ヲ注グコト

(イ) 寄宿舎ヲ設ケ適當ナル監督指導者ヲ置クコト

(ロ) 主要ナル勞働者住居地區毎ニ公開俱樂部ヲ設ケ生活指導ノ中心ト爲スコト

(ハ) 適宜禁酒運動ヲ展開シ特ニ青少年ノ禁酒ヲ勵行スルコト

四 産業報國運動ヲ一層充實徹底セシムルコト

- (イ) 産業報國精神ヲ昂揚シテ國家産業人トシテノ自覺ト時局下ニ於ケル責務ノ重要性ノ認識ヲ徹底セシメ上下一體産業報國精神ヲ經營及勞働ニ具現セシムルコト
- (ロ) 幹部職員ヲシテ其ノ重責ト使命トニ省ミ自ラ範ヲ垂レ熱誠ヲ以テ部下ノ統率指導ニ當ラシムルコト
- 五 待遇ヲ適正ナラシムル爲左ノ方策ヲ執ルコト
 - (イ) 適性検査ヲ勵行シ適材ヲ適所ニ配置スルコト
 - (ロ) 賃金制度ヲ適正ナラシムルコト
- 六 安全衛生施設ヲ徹底セシムルコト
- 七 世話係ヲ擴充シ家庭訪問ヲ行ヒ缺勤調査其他家庭的ノ世話、官署ニ對スル手續ノ代行等ヲ行ハシムルコト
- 八 工場診斷ヲ實行スルコト

特ニ缺勤率高キ工場ニハ工場診斷班ヲ派遣シ當該工場ニ於ケル缺勤原因ヲ研究シ改善策ヲ提出セシメ當該工場ニ之ガ實行ヲ期セシムルコト

第二 移動防止對策

- 一 現行從業者雇入制限令改正等ノ措置ヲ講ジ勞務者ノ移動防止ノ徹底ヲ期スルコト
 - 二 勞働手帳制度ヲ速ニ確立シ脱法者ノ絶滅ヲ期スルコト
 - 三 嚴重ナル移動制限ヲ實行スル反面ニ於テ採用時及採用後ニ於ケル從業者ノ適性検査ヲ勵行シ事業ノ内外ヲ通ジテ不適性從業者ヲ適職ニ轉ゼシムルヤウ特別ノ考慮ヲ拂フノ要アリ
 - 四 賃金統制ヲ擴大スルト共ニ適當ナル勤續加給制度ノ採用ニ付考慮スルコト
不當ナル高賃金ニ依ル誘惑ヲ抑制スル爲ニ現在ノ未経験勞働者ニ對スル賃金統制ヲ擴大スルト共ニ經驗勞働者ニ對シテモ賃金統制ヲ行ヒ更ニ現在普及ヲ見ツツアル勤續加給制度ニ付適當ニ考慮ヲ拂フトキハ移動防止ニ效果アルベシ
- (移動防止對策中工場ノ内部的原因ニ關聯スルモノハ第一缺勤防止對策ト共通ナルヲ以テ右ニハ專ラ社會的事情ニ因ル移動ヲ防止スル爲ノ方策ノミヲ掲ゲタリ)

生産増加運動ニ關スル方策

現下物資並ニ勞力ノ不足ヲ克服シ作業ノ改善ト生産力擴充ヲ圖ル爲メニハ單ニ管理者側ノ努力ノミナラズ全從業員ノ智的動員ヲ行ヒ生産増大ニ協力ヲ促スヤウ導クコトハ極メテ緊要ナリ依而之ガ具體策

トシテ左ノ項目ヲ掲ゲタルヲ以テ之ガ實施ニ付適當ナル措置ヲ講ズルコトヲ要ス

一 提案制度ノ實施普及化

各事業場ニ提案制度實施ノ普及ヲ圖リ以テ一般従業員側ノ智的參加ヲ促シ生産ノ増大ト事業ノ改善ニ資スルコト

各事業場ニ於テ苟モ事業改善ノ上ニ必要ナリト思フコトハ進ンデ提案セシメ改善ニ有效且適切ナルモノハ些細ナルコトモ採用實施シ提案者ニハ賞ヲ與ヘテ不斷ニ自發的提案ヲ獎勵スル提案獎勵制度ヲ設ケシムルコト

二 考案ノ表彰

従業員ノ提案中特ニ優秀ナル具體的考案ニ對シ府縣、國家又ハ適當ナル團體ニ於テ表彰スルコト

三 無駄防止運動ノ實施

作業上ニ於ケル時間、勞力、動力、原材料、設備其他萬般ノ無駄ヲ排除シテ産業報國ノ實ヲ舉ゲシムルコト

イ 各事業場ニ無駄防止委員又ハ係ノ設置ノ促進

ロ 無駄ナシ週間ノ開催

ハ 無駄ナシ展覽會等ノ開催

諮問第二號ニ對スル第二次答申

(昭和十五年八月二十七日勞務管理調査委員會會長ヨリ厚生大臣宛)

生産増加運動ニ關スル事項中技能競争實施方策

曩ニ答申シタル生産増加運動ニ關スル方策中ニ左ノ事項ヲ加フルコト

四、技能競争ノ實施

勞務者ヲシテ各自ノ技能ヲ高メ優良品ヲ多量ニ生産スルコトガ職分奉公ノ所以ナルコトヲ自覺セシメ技能競争ヲ行ヒ各自ノ技能ノ練磨向上ヲ圖ラシムルコト

(イ) 工場又ハ事業場ノ産業報國會ヲシテ技能競争ヲ行ハシムル爲技能競争委員ヲ選定セシメ參加資格ニハ制限ヲ設ケズ(但シ青少年工ノ參加ニ主眼ヲ置クコト)年一回又ハ二回之ヲ實施シ成績優秀ナル者ヲ表彰スルコト

單獨ニ技能競争ヲ行フニ不便ナルモノニツイテハ地方別、業務別ニ聯合シテ之ヲ行ハシムルコト

(ロ) 道府縣別技能競争ノ計畫樹立竝ニ之ガ實施ヲ爲スタメ道府縣産業報國聯合會ヲシテ技能競争地

方委員ヲ選任セシメ工場又ハ事業場ニ於ケル技能競争入賞者ノ参加ヲ主トシ年一回之ヲ實施シ成績優秀ナル者ヲ表彰スルコト

五〇

(ハ) 全國的技能競争ノ計畫樹立竝ニ之ガ實施ヲナスタメ中央ニ技能競争ノ中央機關ヲ設ケ産業別職種別ノ技能競争中央委員ヲ選任セシメ地方別技能競争入賞者ヲ参加セシメ東京ニ於テ一年一回之ヲ實施シ成績優秀ナル者ヲ表彰スルコト

諮問第一號關係中諮問第二號關係ト共通ノモノ

(昭和十五年八月二十七日勞務管理調査委員會長ヨリ厚生大臣宛)

教養ニ關スル方策

勞働力ノ維持並ニ作業能率ノ増進ヲ圖ル爲ニハ産業人ニ對シ産業報國精神ニ基ク教育ノ徹底ヲ期スルコト緊急ナリ依テ政府ハ速ニ左記要綱ニ依リ之ガ實施ヲ圖ルコトヲ要ス

記

一 教養ノ目標

産業人ヲシテ我が國體ニ基ク勞働觀ヲ確立セシメ之ヲ業務並ニ日常生活ニ顯現シ以テ産業報國ノ實ヲ舉ゲシムルニ在リ

二 教養ノ方法

教育ノ實ヲ舉グル爲ニハ前項ノ根本精神ニ基キ凡ユル機會ヲ通ジテ之ヲ行フベキモ概ネ左ノ方法ニ依ルモノトス
尙各事業場ニ教育ニ關スル部局ヲ設ケシメ最高幹部ヲシテ之ニ當ラシムルコト

- (一) 作業ヲ通ジテ行フ教育
 - (イ) 作業ハ即チ報國ノ實踐ニシテ製品ハ人格ノ表現ナルコトヲ知ラシメ全人格ヲ之ニ投入セシムルコト
 - (ロ) 工具ハ依テ以テ報國ノ實ヲ舉グルノよすがタルコトヲ知ラシメ常ニ愛護尊重セシムルコト
 - (ハ) 資材ヲ愛護節約セシムルコト
 - (ニ) 作業場ノ整理、整頓及美化ヲ圖セラシムルコト
- (二) 日常ノ行事ヲ通ジテ行フ教養
 - (イ) 朝禮規律
 - 毎日定刻ニ適宜ノ場所ニ集合シ宮城遙拜並ニ朝ノ挨拶ヲ行ヒ必要ニ依リ幹部訓話又ハ傳達ヲ行フコト
 - (ロ) 四大節及興亞奉公日
 - 作業開始前又ハ國民奉祝時間其ノ他適當ナル時間ニ全員集合整列シ式ヲ行ヒ訓話ヲ爲スコト
- (三) 學校其ノ他ノ施設ヲ通ジテ行フ教養
 - (イ) 大事業場ニ設置スベキ教養施設

(1) 私立青年學校

- (1) 一學級ヲ編成スルニ足ル青年學校就學年齡該當者ヲ常時使用スル事業場ニ私立青年學校ヲ設置セシムルコト
- (2) 職長養成又ハ再教育施設
 - 事業場ニ於ケル職長ノ人格並ニ統御力ハ全事業場ノ作業能率ヲ左右スルコト大ナルヲ以テ一定規模(従業員一千人以上)ノ事業場ニ對シ組織的ナル職長養成又ハ再教育施設ヲ設ケシムルコト
- (3) 技術員養成施設
 - 一定規模(従業員一萬人以上)ノ事業場ヲシテ技術員養成施設ヲ設ケ實際ヲ體驗セル工員ニ學理ヲ教ヘ向上ノ途ヲ開カシムルコト
- (4) 管理者見習實習施設(作業場實習)
 - 大學専門學校卒業直後ノ技術系統ノ従業員ヲシテ將來實力ヲ以テ部下ヲ率ヒ生産管理ヲ果シ得ルヤウ少クとも六月以上作業場實習ヲ課セシムルコト
- (ロ) 中小事業場ニ於テ行フ教養施設

- (1) 未成年勞務者教育ニ關シテハ左ノ方法ニヨラシムルコト
 - (a) 未成年勞務者二十人以上ヲ有スル事業場ニ於テハ事業場毎ニ未成年勞務者ノ教育機關ヲ設ケ幹部工教育ノ任ニ當リ事業場ノ既存設備(食堂、作業場)ヲ利用シ其ノ事業場ノ風格ニ合フ教養ヲ行ヒ講師ノ一部ハ數事業場共同ニテ依頼セシムルモ可ナルコト
 - (b) 未成年勞務者二十人未滿ノ小事業場ニ於テハ共同ニテ未成年勞務者ノ教育機關ヲ設ケ成ル可ク寄宿ノ設備ヲ附屬セシメテ實習ハ各事業場ニ於テ行ハシムルコト
- (2) 職長ノ教育ノ爲ニ共同ノ施設ヲ設ケシムルコト
- (ハ) 官廳又ハ産業報國中央本部ニ於テ行フ教養施設
 - (1) 幹部工員養成所ノ設置

職長教育ヲ受ケタル者ノ中更ニ優秀者ヲ選抜シテ一層高度ノ教育ヲ施シ職長教育ノ指導者トスル爲ニ官廳又ハ産業報國中央本部ニ於テ幹部工員養成所ヲ設置スルコト
 - (2) 管理者養成所ノ設置

教養ノ實ヲ學グル爲ニハ各事業場ニ於ケル勞務管理及生産管理ニ當ルベキ者ニ優秀ナル人物ヲ必要トスルヲ以テ官廳又ハ産業報國中央本部ニ於テ管理者養成所ヲ設置スルコト

(3) 教養指導者養成所ノ設置

全産業人ヲシテ産業報國ノ實ヲ學ゲシムル爲ニハ教養指導ノ任ニ當ル者ニ其ノ人ヲ得ルコト最モ肝要ナリ依テ之ガ養成ノ爲ニ官廳又ハ産業報國中央本部ニ於テ指導者養成所ヲ設置スルコト

(四) 講習會講演會又ハ道場ニ依ル教養

映畫ニ依ル教養

(五) 文書ニ依ル教養

(六) 圖書室ノ設置

(イ) 事業場ノ規模ニ應ジ適當ノ圖書室ヲ設ケ修養、産業、技術、歴史、文藝等ニ關スル書物ヲ備ヘ閱覽セシムルコト

(ロ) 巡回文庫ノ設置

適當ノ書冊ヲ取纏メ文庫ヲ作り従業員ノ家庭其ノ他ニ回覽セシムルコト

産業報國會、同地方聯合會及同中央本部ノ
事業ニ關スル事項

勞働力ノ維持培養並ニ作業能率ノ増進上實施スベキ方策ニ關シテハ成案ヲ得タルモノヨリ逐次及答申置キタル處答申シタル方策其ノ他ニシテ産業報國會、同道府縣聯合會及同中央本部ヲシテ實施セシムベキ事業ハ産業報國運動ノ進展ニ即應シテ増加致スベキモ不取敢實施セシメテ然ルベキモノ左記ノ通ト認メラルルヲ以テ之ガ普及徹底ヲ圖ルコトヲ要ス

記

第一 産業報國會ヲシテ不取敢實施セシメテ然ルベキ事業

- 一 教養ニ關スル方策ノ實施
- (一) 一般會員ノ教養ノ實施
- (二) 職長養成及再教育施設ノ設置
- (三) 技術員養成施設ノ設置
- (四) 私立青年學校ノ設置

二 青少年指導ニ關スル方策ノ實施

- (一) 青年隊ノ結成
- (二) 青年隊少年部寄宿ノ設置
- (三) 産業報國集會所ノ設置
- (四) 青少年生活指導者ノ設置
- (一) (イ) 青年隊少年部宿舍舍監ノ設置
- (ロ) 産業報國集會所主事ノ設置
- (五) 勞務生活ノ指導
- (イ) 規律訓練
- (ロ) 技術練磨
- (六) 日常生活ノ指導
- (イ) 幕營訓練ノ實施
- (ロ) 兵營生活講習ノ實施
- (ハ) 體育運動ノ指導獎勵

- (ニ) 慰樂（就中音樂、映畫）ノ指導
- (ホ) 勞働奉仕作業ノ實施
- (ヘ) 軍事援護事業ノ實施
- (ト) 家庭トノ連絡
- (チ) 家庭生活ノ指導
- 三 榮養改善方策ノ實施
 - (一) 榮養食炊事場及食堂ノ設置
 - (二) 榮養調理ニ關スル技術者ノ設置
 - (三) 勞務者ノ家庭ノ榮養改善ノ指導
- 四 體育ニ關スル方策ノ實施
 - (一) 運動場ノ設置
 - (二) 體育指導者ノ設置
 - (三) 體操ノ實施
 - (四) 體育會ノ開催

- 五 保健衛生ニ關スル方策ノ實施
 - (一) 保健指導員ノ設置
 - (二) 保健衛生相談所ノ設置
 - (三) 診療所ノ設置
 - (四) 保養所ノ設置
- 六 保育所ノ設置
 - (一) 保育所ノ設置
 - (二) 保育婦ノ設置
- 七 共濟施設ノ設置
 - (一) 金融施設ノ設置
 - (二) 其ノ他共濟施設ノ設置
- 八 業務上ノ災害ニ因ル不具廢疾者ノ職業再教育ノ實施
- 九 勞務者住宅ノ設置
- 十 事業場ノ綠化及簡易農園ノ設置

十一 音樂映畫其ノ他慰樂施設ノ充實

十二 育英事業ノ實施

(一) 業務上ノ災害ニ因ル不具廢疾者子弟ノ育英資金ノ給付
(二) 永年勤續者子弟ノ育英資金給貸付

十三 各種講習會、講演會、研究會等ノ開催

- (イ) 產業報國運動一般ニ關スルモノ
- (ロ) 勞働能率増進ニ關スルモノ
- (ハ) 青少年指導ニ關スルモノ
- (ニ) 營養改善ニ關スルモノ
- (ホ) 體育指導ニ關スルモノ
- (ヘ) 映畫教育ニ關スルモノ
- (ト) 生活刷新ニ關スルモノ
- (チ) 移動防止ニ關スルモノ
- (リ) 保健衛生ニ關スルモノ

十四 以上ノ外能率増進、災害防止ニ關スル諸事業ノ實施

(一) 能率競争及安全競争ノ開催
(二) 考案ノ表彰

(三) 作業用品ノ配給
(四) 生活必需品ノ確保

十五 其ノ他國策協力ニ關スル諸般ノ事業ノ實施
(一) 消費規制
(二) 貯蓄獎勵
(三) 食糧改善
(四) 軍事援護
備考

第二 道府縣產業報國聯合會ヲシテ不取敢實施セシメテ然ルベキ事業
一 中小產業報國會ニ於テハ地域別又ハ職種別ニ聯合シテ之ヲ施設スルモ可ナルコト
二 以上列記ノ各事業ハ事業主之ヲ實施スルモ妨ゲザルコト

- 一、產業報國道場ノ設置
- 二 職長技術指導講習ノ開催
- 三 青少年指導ニ關スル方策ノ實施
- (一) 青年隊結成ノ督勵並ニ指導
- (二) 事業場青少年指導者ノ指導
- (三) 幕營訓練ノ實施
- (四) 兵營生活講習ノ實施
- (五) 動員大會ノ開催
- (六) 合同體操ノ實施
- (七) 野外行進ノ實施
- (八) 勤勞奉仕作業ノ實施
- (九) 軍人援護事業ノ實施
- (十) 體験發表會ノ開催
- (十一) 一人一研究展覽會ノ開催

- (十二) 音樂映畫ノ獎勵及大會ノ開催
- 四 榮養改善方策ノ實施
- (一) 榮養食ノ普及獎勵
- (二) 榮養食炊事場ノ設置獎勵並ニ指導
- (三) 榮養調理ニ關スル技術者ノ養成並ニ再教育
- (四) 模範的共同炊事場ノ設置
- (五) 榮養改善巡回指導
- 五 體育ノ普及徹底方策ノ實施
- (一) 體育ノ指導獎勵及體育施設ノ設置獎勵
- (二) 體育指導者ノ養成並ニ再教育
- (三) 勞務者體育訓練場ノ設置
- (四) 體育大會ノ開催
- (五) 體育ノ巡回指導
- 六 保健衛生ニ關スル方策ノ實施

- (一) 保健衛生相談所ノ設置
- (二) 保養所ノ設置
- (三) 巡回健康診断ノ實施
- 七 保育所ノ設置擴充
 - (一) 保育所設置獎勵並ニ指導
 - (二) 保育所ノ設置
- 八 共済施設ノ指導獎勵
 - (一) 金融施設ノ指導獎勵
 - (二) 其ノ他共済施設ノ指導獎勵
- 九 業務上ノ災害ニ因ル不具廢疾者ノ職業再教育ノ實施
- 十 巡回映畫班ノ設置
- 十一 育英事業ノ實施
 - (一) 業務上ノ災害ニ因ル不具廢疾者子弟ノ育英資金ノ給付
 - (二) 永年勤續者子弟ノ育英資金給貸付

- 十二 機關誌ノ發行
- 十三 表彰ノ實施
 - (一) 模範勞務者ノ表彰
 - (二) 發明發見ノ表彰
 - (三) 永年勤續者ノ表彰
- 十四 各種講習會、講演會、研究會等ノ開催
 - (イ) 産業報國運動一般ニ關スルモノ
 - (ロ) 勞働能率増進ニ關スルモノ
 - (ハ) 青少年指導ニ關スルモノ
 - (ニ) 榮養改善ニ關スルモノ
 - (ホ) 體育指導ニ關スルモノ
 - (ヘ) 映畫教育ニ關スルモノ
 - (ト) 生活刷新ニ關スルモノ
 - (チ) 移動防止ニ關スルモノ

(リ) 保健衛生ニ關スルモノ

十五 以上ノ外能率増進、災害防止ニ關スル諸事業ノ實施

(一) 能率競争及安全競争ノ開催

(二) 考案ノ表彰

(三) 作業用品ノ配給

(四) 生活必需品ノ確保

(五) 移動防止方策ノ實施

十六 其ノ他國策協力ニ關スル諸般ノ事業ノ實施

(一) 消費規制

(二) 貯蓄獎勵

(三) 食糧改善

(四) 軍事援護

第三 産業報國中央本部ヲシテ不取敢實施セシメテ然ルベキ事業

一 産業報國指導者養成所ノ設置

右機關ニ於テハ産業報國運動一般指導者ノ養成ヲ爲スト共ニ併セテ

(一) 青少年生活指導者ノ養成

(二) 勞務管理者ノ生産管理者ノ養成

(三) 職長指導者ノ養成

ヲ爲スモノトス

二 青少年勞務者ノ生活指導方策ノ實施

(一) 青年隊ノ設置獎勵並ニ指導

(二) 青少年ノ集團訓練ニ關スル全國的行事ノ實施

(三) 史蹟巡拜航海團ノ開設

(四) 文書教育

(五) 映畫教育

(六) 音樂教育

三 榮養改善ニ關スル方策ノ實施

(一) 榮養食ノ普及獎勵

- (二) 榮養食炊事場ノ設置獎勵並ニ指導
- (三) 榮養調理ニ關スル技術者ノ養成並ニ再教育
- 四 體育ノ普及徹底方策ノ實施
 - (一) 體育ノ指導獎勵及體育施設ノ設置獎勵
 - (二) 體育指導者ノ養成並ニ再教育
- 五 保健衛生改善方策實施ノ指導
- 六 業務上ノ災害ニ因ル不具廢疾者ノ職業再教育ノ實施
- 七 映畫ニ依ル教養方策ノ實施
 - (一) 映畫ノ作製並ニ作製ノ指導
 - (二) 映畫ノ配給
- 八 機關誌ノ發行
- 九 表彰ノ實施
 - (一) 模範勞務者ノ表彰
 - (二) 發明發見ノ表彰

十 各種講習會、講演會、研究會等ノ開催

- (イ) 産業報國運動一般ニ關スルモノ
- (ロ) 勞働能率増進ニ關スルモノ
- (ハ) 青少年指導ニ關スルモノ
- (ニ) 榮養改善ニ關スルモノ
- (ホ) 體育指導ニ關スルモノ
- (ヘ) 映畫教育ニ關スルモノ
- (ト) 生活刷新ニ關スルモノ
- (チ) 移動防止ニ關スルモノ
- (リ) 保健衛生ニ關スルモノ

- 十一 以上ノ外能率増進、災害防止ニ關スル諸事業ノ實施
 - (一) 能率増進及安全運動ニ關スル週間ノ實施及大會ノ開催
 - (二) 能率競争及安全競争ノ開催
 - (三) 考案ノ表彰

- (四) 作業服ノ制定並ニ作業用品ノ配給
(五) 生活必需品ノ確保
(六) 移動防止方策ノ實施
十二 其ノ他國策協方ニ關スル諸般ノ事業ノ實施
(一) 消費規整
(二) 貯蓄獎勵
(三) 食糧改善
(四) 軍事援護

